

第4期
屋久島町障害福祉計画



平成27年3月
鹿児島県屋久島町

第4期障害福祉計画策定にあたって

本町においては、「障害者基本法」に基づく市町村障害者計画として、平成26年3月に「屋久島町障害者計画」を策定し、障害者施策の推進を図ってきました。

また、障害者自立支援法に基づく障害者福祉計画については、平成18年度から3年ごとに「屋久島町障害福祉計画」（平成18年度は旧上屋久町・旧屋久町障害福祉計画）を策定し、障害福祉サービス等の提供体制の整備に取り組んでいます。



一方、国においては、障害者制度改革が進められており、平成23年8月に障害者計画の根拠法である「障害者基本法」が改正され日常生活または社会生活において障害のある人が受ける制限は社会のあり方との関係によって生ずるという考えのもと、障害のある人の定義に「社会モデル」の視点が盛り込まれたことや差別の禁止などが新たに規定されました。その後、障害者虐待の防止等に関する施策を促進するため、平成24年10月に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が施行されました。平成25年4月には、障害者自立支援法に代わり、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」が施行され、障害福祉サービス等の対象となる人の範囲に難病等が加わったほか、新たなサービス体制等について定められました。また、平成25年6月には、障害を理由とする差別を解消するための措置などを定めた「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が成立しており、平成28年4月から施行されることとなっています。さらに、平成25年9月には、国が平成26年1月に「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」を批准するなど、障害のある人を取り巻く環境や施策は大きく変化しています。

このことから、障害福祉行政をめぐるさまざまな変化に対応するとともに、本町におけるこれまでの障害者施策の状況を踏まえ、障害のある人の実態やニーズに即した施策を総合的かつ計画的に推進していくため、「第4期 屋久島町障害福祉計画」（平成27年度から29年度まで）を策定するものです。

本計画の各種施策の着実な推進のため施策の進捗状況に関係機関等と把握・点検するとともに、本町障害者自立支援協議会の中での点検・ご意見も参考に今後の本町の障害福祉行政のより一層の推進に努めてまいります。

最後になりますが、本計画の策定にあたり熱心にご審議いただいた屋久島町障害福祉計画策定委員会の皆様に対し、心から感謝を申し上げます。

平成27年3月

屋久島町長 荒木 耕治

第4期 屋久島町障害福祉計画 目次

第1章 計画の概要	1
1 計画の趣旨	1
2 計画の位置付け	1
3 計画の期間	2
4 本計画に定める事項	2
第2章 計画の基本的方向	3
1 計画の基本目標	3
2 成果目標	4
(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行	5
(2) 地域生活支援拠点等の整備	6
(3) 福祉施設から一般就労への移行促進	7
3 活動指標（障害福祉サービス見込量）	8
(1) 訪問系サービス	8
(2) 日中活動系サービス	10
(3) 居住系サービス	12
(4) 相談支援	13
(5) 障害児通所支援，障害児相談支援	14
4 地域生活支援事業の見込量	16
(1) 理解促進・啓発事業	16
(2) 自発的活動支援事業	16
(3) 相談支援事業	17
(4) 成年後見制度利用支援事業	19
(5) 成年後見制度法人後見支援事業	19
(6) 意思疎通支援事業	20
(7) 日常生活用具給付等事業	21
(8) 手話奉仕員養成研修事業	22
(9) 移動支援事業	23
(10) 地域活動支援センター事業	23
(11) 日中一時支援事業	24
(12) 自動車運転免許取得・改造助成事業	25
(13) 更生訓練費支給事業	26
第3章 地域における障害者支援の充実	27
1 相談支援体制の整備	27
(1) 地域自立支援協議会の設置	27
(2) 相談機能の充実	27
(3) ケアマネジメント体制の整備	27

(4) 専門職員の配置による相談支援機能の強化.....	27
(5) 相談支援専門員の育成・確保	28
2 障害福祉サービスの充実.....	28
(1) 居宅サービスの充実.....	28
(2) 日中活動系サービスの充実.....	28
(3) 居住系サービスの充実	28
3 障害児支援の充実	28
4 地域生活支援事業の充実.....	29
第4章 計画の推進体制	31
1 計画の進行管理.....	31
(1) 計画におけるPDCAサイクル.....	32
(2) 点検・評価結果の反映	32
2 国・県への要望.....	32
資料編.....	33
1 障害者の現状	33
(1) 障害児・障害者の手帳所持者数の推移.....	33
(2) 身体障害者手帳所持者	34
(3) 療育手帳所持者.....	36
(4) 精神障害者保健福祉手帳所持者.....	37
(5) 特別支援学級・特別支援学校在学数.....	38
(6) 障害福祉サービスの整備状況	39
(7) 障害者が暮らしやすいまちづくりにあたり屋久島町に充実してほしいこと	40
2 設置要綱.....	42
3 委員名簿.....	44
4 「パブリック・コメント」意見一覧.....	45

第1章 計画の概要

1 計画の趣旨

「第4期屋久島町障害福祉計画」（以下、「本計画」という。）は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下、「障害者総合支援法」という。）の「全ての国民が、障害の有無にかかわらず等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものである」との理念を実現するため、障害者総合支援法第88条に基づき、国の定める基本指針に即して、地域において必要な「障害福祉サービス」及び「相談支援」ならびに「地域生活支援事業」の各種サービスが計画的に提供されるよう、平成29年度における障害福祉サービス等に関する数値目標の設定及び各年度のサービス需要を見込むとともに、サービスの提供体制の確保や推進のための取組みを定めるものです。

○障害者総合支援法（抜粋）

（市町村障害福祉計画）

第88条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

2 計画の位置付け

障害者基本法にもとづく「障害者計画」は、本町における障害者施策全般の基本的な施策を定める基本計画としての性格を有する計画です。

一方、障害者総合支援法にもとづく「障害福祉計画」は、障害福祉サービスなどの事業について、必要なサービス見込量等の数値目標や見込量確保のための方策などを掲げる実施計画として位置付けられます。

これらの2つの計画は、相互の整合と調和を図りながら、策定していきます

図表：計画の性格と法的位置付け

	障害者計画	障害福祉計画
法的根拠	障害者基本法	障害者総合支援法
市町村の策定義務	努力規定※平成19年度から義務化	義務
計画の性格	障害者の施策全般にわたる基本的な事項を定める	障害福祉サービスに関する3年間の実施計画
国・県の計画との関係	国の障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本にして策定	国の基本指針に則して作成し、市町村障害福祉計画を積み上げていく形で都道府県障害福祉計画を策定
計画期間	規定なし	3年間
策定後の対応	市町村長は議会に報告するとともに、その趣旨を公表	市町村は遅滞なく都道府県知事に提出

3 計画の期間

市町村障害福祉計画は3年ごとの計画策定が基本指針により定められています。このため、本計画の計画期間は、平成27年度から平成29年度までの3年間としています。

図表：計画の期間

平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
第1期			第2期			第3期			第4期				
		見直し			見直し			見直し			見直し		

4 本計画に定める事項

本計画においては、障害者総合支援法第87条に規定され、厚生労働大臣が定めた「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（国の基本指針）に即して、次の事項を定めます。

- (1) 計画策定の趣旨
- (2) 平成29年度の目標値の設定
- (3) 各年度における指定障害福祉サービス，指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策
- (4) 地域生活支援事業の実施に関する事項
- (5) 指定障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る関係機関との連携に関する事項
- (6) 計画の達成状況の点検及び評価

第2章 計画の基本的方向

1 計画の基本目標

障害の有無によって分け隔てられることなく，相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため，障害者等が必要とする障害福祉サービスの支援を受けつつ，障害者等の自立と社会参加の促進を図っていくことを基本として，障害福祉サービス及び相談支援並びに町の地域生活支援事業の提供体制の整備を進めます。

また，障害者等の自立支援の観点から，地域生活への移行や就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整えるとともに，障害者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため，身近な地域におけるサービス拠点づくり，NPO等によるインフォーマルサービスの提供等，地域の社会資源を最大限に活用し，提供体制の整備を進めます。

目標①必要な訪問系サービスの提供を確保

訪問系サービス（居宅介護，重度訪問介護，同行援護，行動援護，重度障害者等包括支援をいいます。）の充実を図り，サービスを必要とする障害者への訪問系サービスの確保に努めます。

目標②希望する障害者に日中活動サービスの提供を確保

希望する障害者に日中活動系サービス（生活介護，就労移行支援，就労継続支援，療養介護，短期入所等）の確保に努めます。

目標③グループホーム等の充実を図り，施設入所・入院から地域生活への移行を推進

地域における居住の場としての共同生活援助（グループホーム）の活用の充実を図るとともに，自立訓練事業等の推進により，施設入所や入院から地域生活への移行を進めます。

また，町域で立ち遅れている，グループホーム等の事業所の整備に向けた取り組みを進めます。

目標④福祉施設から一般就労への移行等を推進

就労移行支援事業等の推進により，福祉施設から一般就労への移行を進めるとともに，福祉施設における雇用の場を拡大します。

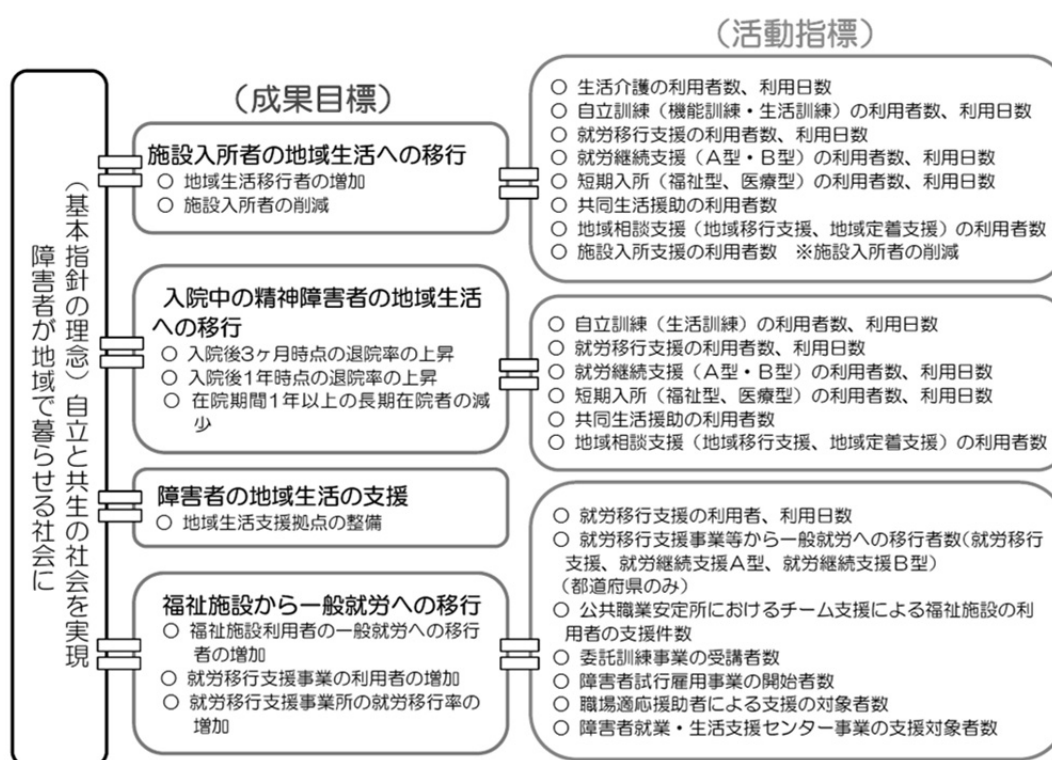
2 成果目標

法の基本的な理念である、

- ① 「すべての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重され」
- ② 「相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会を実現」

するため、「地域生活への移行」及び「就労の支援」について、国が定める「基本指針」に基づき、「施設入所者の地域生活への移行」、「福祉施設から一般就労への移行等」等に関する平成 29 年度における数値目標を定めます。

図表：成果目標と活動指標の関係



※地域生活支援事業についても、成果目標の達成に資するよう、地域の実情に応じて目標及び指標を設定すること。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

継 続

①平成 25 年度末時点の施設入所者のうち、地域生活に移行する者の数	
国指針 (目標値設定に当たっての指針)	平成 29 年度末における地域生活に移行する者の目標値を設定する。 当該目標値の設定に当たっては、平成 25 年度末時点の施設入所者数の 12 パーセント以上が地域生活へ移行することとする。

図表：実績値及び目標値

平成25年度末時点の施設入所者数	(A)	35人
【目標値】地域生活移行者数	(B)	5人
【目標値】地域生活移行者割合	(B)/(A)	14.3%

②平成 25 年度末時点と比較した施設入所者の減少数	
国指針 (目標値設定に当たっての指針)	平成 29 年度末の施設入所者数を平成 25 年度末時点の施設入所者から 4パーセント以上削減することを基本として、これまでの実績及び地域 の実情を踏まえて設定する。

図表：実績値及び目標値

平成25年度末時点の施設入所者数	(A)	35人
平成29年度末時点の施設入所者数	(B)	33人
【目標値】施設入所者の削減数	(C)	2人
【目標値】地域生活移行者割合	(C)/(A)	5.7%

(2) 地域生活支援拠点等の整備

新規

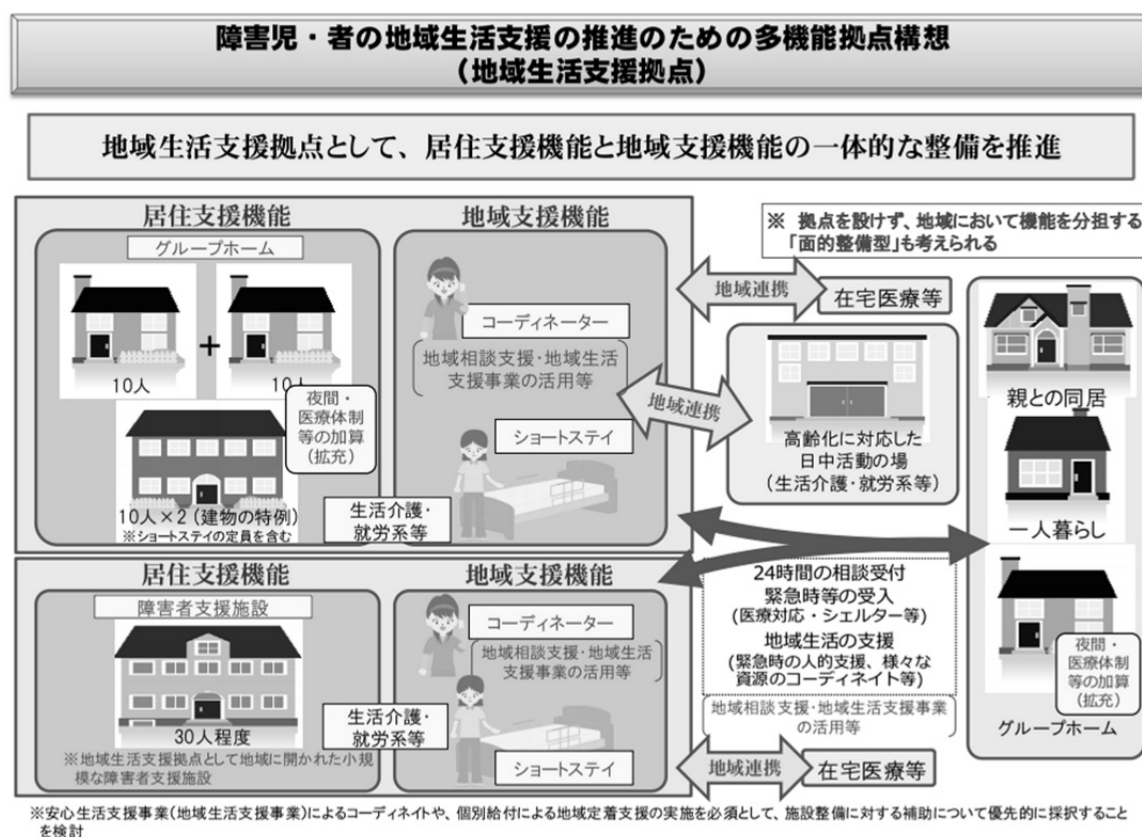
地域生活支援拠点等の整備	
国指針 (目標値設定に当たっての指針)	地域生活を支援する機能の集約を行う拠点等を、各市町村又は各圏域に少なくとも1つを整備。

図表：実績値及び目標値

平成29年度末時点の地域生活支援拠点等の数	1箇所
-----------------------	-----

○地域生活支援拠点

居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）を集約して整備する「多機能拠点整備型」（グループホーム併設型、単独型）、地域において複数の施設で機能を分担する「面的整備型」等が考えられます。



平成 26 年 5 月 16 日 社会保障審議会障害者部会（第 56 回）資料より

(3) 福祉施設から一般就労への移行促進

整理・拡充

①福祉施設から一般就労への移行等	
国指針 (目標値設定に当たっての指針)	平成 29 年度中の一般就労への移行者が、平成 24 年度実績の 2 倍以上となること。

図表：実績値及び目標値

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成24年度に一般就労 (A) に移行した者の数	0人
【目標値】福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成29年度に (B) 一般就労に移行する者の数	1人

②就労移行支援事業の利用者数	
国指針 (目標値設定に当たっての指針)	平成 29 年度末の就労移行支援事業の利用者数が、平成 25 年度末の 6 割以上増加すること。

図表：実績値及び目標値

平成25年度末時点の就労移行支援事業の利用者数 (A)	3人
【目標値】平成29年度時点の就労移行支援事業の利用者数 (B)	5人
増加割合 $\frac{(B)-(A)}{(A)}$	67%

③就労移行支援事業所ごとの就労移行率	
国指針 (目標値設定に当たっての指針)	就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所が全体の5割以上となること。

図表：実績値及び目標値

平成29年度末時点の就労移行支援の事業所数 (A)	0箇所
平成29年度末時点の就労移行率が三割以上の事業所数 (B)	0箇所
【目標値】目標年度の就労移行率が三割以上の事業所の割合 $(B)/(A)$	

3 活動指標（障害福祉サービス見込量）

（1）訪問系サービス

①サービス概要

居宅介護	ホームヘルパーによる身体介護・家事援助等を行うものです。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者か重度の行動障害を有する者で常に介護を必要とする人に、身体介護・家事援助に加え、外出時の移動の支援が見守り、コミュニケーション支援等を行うものです。
同行援護	視覚障害により移動に著しい困難を有する障害児・者に対し、外出時において移動に必要な情報の提供、移動の援護を行うものです。
行動援護	行動に著しく困難を有し常時介護を要する知的・精神障害児・者が外出する際に、必要な援助を行うものです。
重度障害者等包括支援	介護の必要がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行うものです。

②実績値及び計画値

【実績値】（※H26年度は見込値）		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
居宅介護	時間	134	119	145
	人	11	10	10
重度訪問介護	時間	119	103	138
	人	1	1	1
同行援護	時間	4	6	8
	人	2	2	2
行動援護	時間	0	0	0
	人	0	0	0
重度障害者等包括支援	時間	0	0	0
	人	0	0	0

【計画値】		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
居宅介護	時間	160	175	190
	人	11	12	13
重度訪問介護	時間	160	180	200
	人	1	1	1
同行援護	時間	8	12	14
	人	2	3	4
行動援護	時間	0	0	0
	人	0	0	0
重度障害者等包括支援	時間	0	0	0
	人	0	0	0

※単位：1月当たりの延べ利用時間数・人数

③計画値の考え方

現に利用している者の数，障害者等のニーズ，平均的な一人当たりの利用量等を勘案して，利用者数及び量の見込みを設定します。

④計画値確保のための方策

訪問系サービスは，障害者が地域で自立した生活を送る上で不可欠なサービスであり，必要なサービスを提供できるよう相談支援事業所と関係事業者との連携を促進することなどにより，安定したサービスの提供ができる体制の整備に努めます。

(2) 日中活動系サービス

① サービス概要

生活介護	常時介護を要する人に、日中、入浴、排せつ、食事の介護などを行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供するものです。
自立訓練(機能訓練)	自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行うものです。
自立訓練(生活訓練)	
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練を行うものです。
就労継続支援(A型)	原則として事業所と雇用契約を結んで利用するものです。
就労継続支援(B型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うものです。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護や日常生活上の援助などを行うものです。
短期入所	介護者の疾病等のため一時的に介護ができない場合に、施設、病院で宿泊を伴った預かりを行うものです。

② 実績値及び計画値

【実績値】(※H26年度は見込値)		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
生活介護	人日	860	890	901
	人	49	50	49
自立訓練(機能訓練)	人日	57	54	15
	人	3	3	2
自立訓練(生活訓練)	人日	2	33	48
	人	2	9	5
就労移行支援	人日	23	46	55
	人	2	3	3
就労継続支援(A型)	人日	13	33	54
	人	1	3	3
就労継続支援(B型)	人日	555	638	644
	人	33	37	38
療養介護	人	6	6	6
短期入所	人日	12	34	31
	人	2	6	5

【計画値】		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
生活介護	人日	920	939	957
	人	50	51	52
自立訓練(機能訓練)	人日	60	60	60
	人	3	3	3
自立訓練(生活訓練)	人日	35	40	40
	人	7	8	8
就労移行支援	人日	55	73	92
	人	3	4	5
就労継続支援(A型)	人日	54	72	90
	人	3	4	5
就労継続支援(B型)	人日	780	814	848
	人	46	48	50
療養介護	人	6	6	6
短期入所	人日	48	48	48
	人	8	8	8

③計画値の考え方

現に利用している者の数、障害者等のニーズ、平均的な一人当たりの利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定します。

④計画値確保のための方策

ア 生活介護

障害者の地域での生活を支援するため、安定したサービスの提供体制の維持についてサービス提供事業者等と連携を図ります。

イ 自立訓練（機能訓練）

障害者の地域での生活を支援するため、安定したサービスの提供体制の維持についてサービス提供事業者等と連携を図ります。

ウ 自立訓練（生活訓練）

障害者の地域での生活を支援するため、安定したサービスの提供体制の維持についてサービス提供事業者等と連携を図ります。

エ 就労移行支援

本町に事業所がないため、安定したサービスの提供体制の確保について関係事業者と連携を図るとともに、基盤整備を促進します。

オ 就労継続支援（A型・B型）

障害者の就労の場を幅広く確保するため、サービス提供事業所、ハローワーク、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携し、また障害者の就労を促進します。

カ 療養介護

本町に事業所がないため、島外の医療機関等と連携し見込量の確保に努めます。

キ 短期入所

短期入所については、今後需要が増える見込まれることから、事業者と連携し、サービスの確保を図ります。また、緊急的な相談に対応するため、障害者基幹相談支援センターと連携し、受け入れ体制の確保を図ります。

(3) 居住系サービス

① サービス概要

共同生活援助(グループホーム)	夜間や休日、共同生活を営む住居で、相談、入浴、排せつ又は食事の介護、その他の日常生活上の援助を行うものです。
施設入所支援	施設に入所する人を対象に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護などを行うものです。

② 実績値及び計画値

【実績値】(※H26年度は見込値)		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
共同生活援助	人	27	29	34
施設入所支援	人	35	35	33
【計画値】		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
共同生活援助	人	39	44	49
施設入所支援	人	33	33	33

※共同生活介護は、平成 26 年 4 月 1 日から共同生活援助に一元化されました。

③ 計画値の考え方

ア 共同生活援助(グループホーム)

現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行、入院中の精神障害者の地域生活への移行時における共同生活援助の利用量等を勘案して、利用者数の見込みを設定します。

イ 施設入所支援

平成 25 年度末時点の施設入所者数を基礎として、施設入所者の地域生活への移行者数と新規入所者数を勘案し、利用者数の見込みを設定します。

施設入所からの地域移行を進める観点から利用者の減を見込みますが、一方では一定の需要もあります。特に知的障害者の将来の利用希望が予想されます。

④ 計画値確保のための方策

ア 共同生活援助(グループホーム)

施設入所者の地域生活への移行を図るためには、グループホームの整備が重要であり、また、本町には事業所がないことから、基盤整備を促進します。また、地域の理解を深められるよう、障害に対する理解の普及、啓発を図ります。

イ 施設入所支援

本町には事業所がないが、島外の事業所等、関係機関と連携し、施設別の待機者状況を把握することなどにより見込量の確保に努めます。

(4) 相談支援

①サービス概要

計画相談支援	サービス利用の調整を必要とする人に対し、サービス等利用計画を作成するものです。
地域移行支援	施設や病院から退所・退院する障害者に対して、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談等の支援を行うものです。
地域定着支援	施設・病院からの退所・退院や家族からの独立などにより単身生活に移行した人などに対し、常時の連絡体制を確保し、障害特性に起因して生じた緊急の事態等に相談などの支援を行うものです。

②実績値及び計画値

【実績値】(※H26年度は見込値)		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
計画相談支援	人	0	3	12
地域移行支援	人	0	0	0
地域定着支援	人	0	0	0
【計画値】		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
計画相談支援	人	15	15	15
地域移行支援	人	2	2	2
地域定着支援	人	2	2	2

※単位：1月当たりの延べ人数

③計画値の考え方

現に利用している者の数、障害者等のニーズを勘案して、利用者数の見込みを設定します。

④計画値確保のための方策

ア 計画相談支援

本町では指定特定相談支援事業所がないため、障害者基幹相談支援センターによる相談支援体制の充実を図り、またケース検討や研修等を通じスキルアップを図ります。

イ 地域移行支援・地域定着支援

本町には事業所がないが、精神科病院等関係機関と連携し、見込量の確保に努めます。

(5) 障害児通所支援, 障害児相談支援

①サービス概要

児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導, 知識技能の付与, 集団生活への適応訓練, その他必要な支援を行うものです。
放課後等デイサービス	授業の終了後又は学校休業日に, 施設に通わせ, 生活能力向上のために必要な訓練, 社会との交流の促進その他必要な支援を行うものです。
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し, 障害児に対して, 障害児以外の児童との集団生活への適応のために専門的な支援その他必要な支援を行うものです。
医療型児童発達支援	児童発達支援及び治療を行うものです。
障害児相談支援	障害児通所給付サービス利用の調整を必要とする人に対し, 障害児支援利用計画を作成するものです。

②実績値及び計画値

【実績値】(※H26年度は見込値)		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
児童発達支援	人日	20	23	34
	人	9	12	18
放課後等デイサービス	人日	14	18	9
	人	7	6	7
保育所等訪問支援	人日	0	0	0
	人	0	0	0
医療型児童発達支援	人日	0	0	0
	人	0	0	0
障害児相談支援	人	0	0	2

【計画値】		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
児童発達支援	人日	40	40	40
	人	20	20	20
放課後等デイサービス	人日	24	24	24
	人	8	8	8
保育所等訪問支援	人日	0	0	0
	人	0	0	0
医療型児童発達支援	人日	0	0	0
	人	0	0	0
障害児相談支援	人	2	2	2

③計画値の考え方

ア 児童発達支援、放課後等デイサービス

現に利用している児童の数やニーズ、平均的な一人当たりの利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定します。

イ 保育所等訪問支援

本町には現在サービス提供ができる事業所がないため、今後、サービス提供できる体制を関係事業所等と検討します。

ウ 障害児相談支援

現に利用している児童の数、ニーズ等を勘案して、利用者数の見込みを設定します。

④計画値確保のための方策

ア 児童発達支援、放課後等デイサービス

経費の一部を助成することや研修開催によりサービスの質の向上を図ります。

イ 保育所等訪問支援

本町に提供体制が整い次第、実施します。

ウ 障害児相談支援

障害者相談支援センターによる相談支援体制の充実を図り、またケース検討や研修等を通じスキルアップを図ります。

4 地域生活支援事業の見込量

国は、障害者の日常及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）において地域の特性や利用者の状況に応じて自治体の判断で柔軟に実施する事業として、地域生活支援事業を定めています。本町でも、地域生活支援事業として、各種の事業を実施します。

（１）理解促進・啓発事業

①事業内容

障害や障害者等に対する理解を深めるため、広報・啓発活動を実施します。

②実施に関する考え方

障害者週間について町の広報紙やホームページに掲載する等、理解促進・啓発を行います。

（２）自発的活動支援事業

（社会活動支援事業、ボランティア活動支援事業）

2－1 社会活動支援事業

①事業内容

知的障害者本人によるボランティア活動を支援します。

②実施に関する考え方

障害者団体に委託し、ボランティアの実習や地域のニーズに応じた各種ボランティア活動を行います。

2－2 ボランティア活動支援事業

①事業内容

障害者及びその家族等の団体が行う障害者等の社会復帰に関する活動に対する情報提供など障害者等に対するボランティア活動の支援を行います。

②実施に関する考え方

精神障害者への社会的理解の啓発及び社会復帰を図るため、家族会等が実施する交流会、研修、講座、相談対応及びボランティア活動などの事業に対し、助成します。

(3) 相談支援事業

(障害者相談支援事業、基幹相談支援センター、住宅入居等支援事業)

3-1 障害者相談支援事業

①事業内容

ア 障害者及びその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供をはじめ、助言、障害福祉サービスの利用支援、当事者相談（ピアカウンセリング）等の必要な支援を行います。

イ 緊急の支援が必要な障害者に対して、一時的な保護を行います。

②実施に関する考え方

ア 関係機関と連携しながら、地域における障害福祉等に関する包括的な相談支援を行います。

イ 相談支援事業の実績があり、短期入所等を実施している社会福祉法人と協定を結び、緊急一時保護を行える体制づくりを推進します。

③見込量の考え方

これまでの実施状況や障害者等のニーズを踏まえ、事業所の数を見込みます。

④見込量（年間）

	第3期の計画値と実績					
	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
実施箇所数	0	1	0	2	0	2

	第4期の計画値		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度
実施箇所数	2	2	2

※実施箇所数には町外を含みます。

⑤見込量確保のための方策

当該事業を委託している事業所が、地域の包括的な相談支援を担えるよう、連携を図ります。また、緊急時に適切な対応が取れるよう体制を確保します。

3－2 基幹相談支援センター（基幹相談支援センター機能強化事業）

①事業内容

障害者及び障害児のための総合的な相談業務をワンストップで行い、障害者虐待防止センターとしての役割も備える障害者基幹相談支援センターを運営します。

②実施に関する考え方

平成 27 年度より本町にて実施いたします。今後、社会福祉士、保健師等、専門的職員を配置します。

3－3 住宅入居等支援事業（居住サポート事業）

①事業内容

賃貸契約による一般住宅（公営住宅及び民間の賃貸住宅）への入居を希望している障害者等を対象に、入居契約手続き、関係機関との連絡・調整等の支援を行います。

②実施に関する考え方

障害者相談支援事業の一環として支援を行います。

(4) 成年後見制度利用支援事業

①事業内容

身寄りがいない等の理由により、後見開始の審判を申し立てる者がいない知的障害者または精神障害者を対象に、本町が家庭裁判所に対して審判の申立てを行うとともに、申立費用及び後見人等の報酬の全部または一部を助成します。

②実施に関する考え方

自己決定を尊重する中で、判断能力の不十分な障害者の保護を図ります。

③見込量の考え方

これまでの実績や障害者等のニーズを踏まえ、利用者数を見込みます。

④見込量（年間）

	第3期の計画値と実績					
	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
実利用者数（人）	-	0	-	0	-	0

	第4期の計画値		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度
実利用者数（人）	0	1	1

⑤見込量確保のための方策

関係機関等と連携して取組を進めるとともに、パンフレット配布等により、制度周知と利用促進に努めます。

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

実施について検討します。

(6) 意思疎通支援事業

(手話通訳者・要約筆記者派遣事業、手話通訳者設置事業)

6-1 手話通訳者・要約筆記者派遣事業

①事業内容

聴覚、言語、音声機能の障害のため、意思疎通を図ることが困難な人を対象に、手話通訳者・要約筆記者を派遣し、障害者等とその他の人との意思疎通を支援します。

②実施に関する考え方

町手話通訳者に委託し、手話通訳者・要約筆記者の派遣を行います。

③見込量の考え方

これまでの実績や障害者等のニーズを踏まえ、派遣回数を見込みます。

④見込量（年間）

	第3期の計画値と実績					
	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
派遣回数（回）	0	0	0	0	0	0

	第4期の計画値		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度
派遣回数（回）	0	12	12

⑤見込量確保のための方策

手話通訳者養成研修事業等により手話通訳者等の育成を進めます。

6-2 手話通訳者設置事業

実施について検討します。

(7) 日常生活用具給付等事業

①事業内容

重度障害者等の日常生活がより円滑に行われるための用具を給付します。

②実施に関する考え方

障害者の在宅生活をより暮らしやすくするために、日常生活用具を給付します。

③見込量の考え方

これまでの給付状況や障害者等のニーズを踏まえ、各用具の給付件数を見込みます。

④見込量（年間）

	第3期の計画値と実績					
	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
介護訓練支援用具	2件	3件	2件	1件	2件	3件
自立生活支援用具	2件	2件	2件	1件	2件	4件
在宅療養等支援用具	4件	3件	5件	1件	6件	1件
情報・意思疎通支援用具	2件	2件	2件	0件	2件	5件
排泄管理支援用具	210件	238件	210件	237件	210件	260件
住宅改修費	0件	0件	0件	1件	0件	0件

	第4期の計画値		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度
介護訓練支援用具	3	3	3
自立生活支援用具	4	4	4
在宅療養等支援用具	3	3	3
情報・意思疎通支援用具	5	5	5
排泄管理支援用具	270	285	300
住宅改修費	1	1	1

⑤見込量確保のための方策

日常生活用具の新たな技術開発等の情報の収集に努めます。

(8) 手話奉仕員養成研修事業

①事業内容

日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成するための各種講座を実施します。

②実施に関する考え方

関係団体に委託し、手話講習会を実施します。

③見込量の考え方

これまでの実施状況等を踏まえ、各講座の受講者数を見込みます。

④見込量（年間）

	第3期の計画値と実績					
	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
入門講座（人）	0	0	0	0	0	0
基礎講座（人）	0	0	0	0	0	0

	第4期の計画値		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度
入門講座（人）	0	10	10
基礎講座（人）	0	10	10

⑤見込量確保のための方策

町の広報紙やホームページで講習会の周知に努めます。また、より効果的な養成が行えるよう、関係団体と連携を図りながら事業を実施します。

(9) 移動支援事業

①事業内容

屋外での移動が困難な障害者等に外出時の支援を行います。

②実施に関する考え方

障害者等の社会参加と自立を促進するため、障害福祉サービスの居宅介護、重度訪問介護、行動援護及び同行援護のいずれかの指定を受けている事業者に委託し、移動支援を実施します。

③見込量の考え方

これまでの実績や障害者等のニーズを踏まえ、利用者数等を見込みます。

④見込量（1か月当たり）

	第3期の計画値と実績					
	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
利用者数（人）	2	2	2	1	3	1
延利用時間（時間）	40	20	40	17	60	17
事業所数（か所）	1	1	1	1	1	1

	第4期の計画値		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用者数（人）	1	2	2
延利用時間（時間）	20	40	40
事業所数（か所）	1	2	2

⑤見込量確保のための方策

安定したサービスの提供体制を維持していくため、事業者と連携を図ります。

(10) 地域活動支援センター事業

実施について検討します。

(11) 日中一時支援事業

①事業内容

障害者等を介護する人が、疾病等の理由により居宅における介護ができない場合に、一時的に施設において必要な保護を行う日帰りのショートステイを実施します。

②実施に関する考え方

障害福祉サービスの生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援のいずれかの指定を受けている事業者に委託し、日中一時支援を実施します。

③見込量の考え方

これまでの実績や障害者等のニーズを踏まえ、利用者数を見込みます。

④見込量（1 か月当たり）

	第3期の計画値と実績					
	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
利用者数（人）	0	0	0	0	0	0
事業所数（か所）	0	0	0	0	0	0

	第4期の計画値		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用者数（人）	0	1	1
事業所数（か所）	0	1	1

⑤見込量確保のための方策

安定したサービスの提供体制を維持していくため、事業者と連携を図ります。

(12) 自動車運転免許取得・改造助成事業

①事業内容

身体障害者等が免許を取得するために要した費用及び身体障害者等が所有する自動車をその運転に適應するように改造するために要した費用の一部を助成します。

②実施に関する考え方

自動車運転免許取得に対しては、費用の2/3（限度額：10万円）を助成します。また、自動車改造助成については、改造に要した費用（限度額：10万円）を助成します。

③見込量の考え方

これまでの実績や障害者等のニーズを踏まえ、助成件数を見込みます。

④見込量（年間）

	第3期の計画値と実績					
	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
免許取得（件）	0	0	0	0	0	0
自動車改造（件）	0	0	0	0	0	1

	第4期の計画値		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度
免許取得（件）	1	1	1
自動車改造（件）	1	1	1

⑤見込量確保のための方策

障害者の自立を促進するため、関係機関と連携し取組を進めるとともに、町ホームページやリーフレット等の活用により、利用を促進します。

(13) 更生訓練費支給事業

①事業内容

就労移行支援及び自立訓練を利用している障害者に更生訓練費を支給します。

②実施に関する考え方

一般就労への移行，社会復帰の促進を図るため，就労移行支援または自立訓練の利用者に更生訓練費を支給します。

③見込量の考え方

これまでの実績や障害者のニーズを踏まえ，利用者数を見込みます。

④見込量（年間）

	第3期の計画値と実績					
	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
利用者数（回）	0	0	0	0	0	0

	第4期の計画値		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用者数（回）	0	1	1

⑤見込量確保のための方策

安定したサービスの提供体制を維持していくため，事業者と連携を図るとともに，更生訓練費利用について広報を行います。

第3章 地域における障害者支援の充実

1 相談支援体制の整備

(1) 地域自立支援協議会の設置

相談支援事業の実施にあたっては、相談支援事業者やサービス提供事業者、教育、企業・就労支援機関等、町民に身近な地域での公民一体となった関係機関のネットワークづくりが必要です。

そのため、

- 障害者関連施設等の社会資源の改善等の推進
- 具体的な困難事例への対応のあり方について指導・助言
- 地域の関係機関によるネットワークを構築

などを主な目的とした地域自立支援協議会を構築し、地域のネットワークの中核として設置、運営します。（平成25年2月22日、屋久島町障害者自立支援協議会設置、平成26年6月25日、熊毛圏域障害者支援地域連絡協議会設置）

(2) 相談機能の充実

障害者や高齢者はもとより、町民の福祉ニーズに対応すべく、相談からサービス提供まで一貫した相談窓口機関を整備し、町民の福祉ニーズに対応できる体制の構築に向けて協議します。

地域社会全体で障害者を支えるため、保健・医療・福祉の専門家や関係機関・団体等との連携を図りながら、地域における身近な相談支援体制の構築に努めます。

家族と暮らす障害者について、その家庭や家族を支援することとし、特に、障害児の健全な発達を支援する観点から、家族に対し、療育方法などの情報提供やカウンセリング等を行います。（平成27年4月1日（仮称）屋久島町障害者基幹相談支援センター設置予定）

(3) ケアマネジメント体制の整備

障害者やその家族からの相談に応じて、個々の心身の状況やサービスの利用意向、家族の状況などを踏まえて、適切な支給決定がなされるようケアマネジメント体制の構築を図っていきます。

(4) 専門職員の配置による相談支援機能の強化

相談支援事業が適切かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置することにより、相談支援機能の強化を図ります。

(5) 相談支援専門員の育成・確保

生活全般に関する相談をはじめ、サービス利用計画の作成を行う相談支援専門員について、県や県社会福祉協議会と連携し、研修や講座への参加を促進し、人材の育成と確保に努めます。

2 障害福祉サービスの充実

(1) 居宅サービスの充実

障害者等が地域で生活していくためには、必要なサービスを身近な地域で受けられるよう居宅サービスの充実が求められます。特に精神障害者においては今後も手帳所持者数の大幅な増加が予測されることや退院促進を図ることから、居宅サービスの基盤整備を進めることが重要です。

また、障害者総合支援法の施行に伴い、身体・知的・精神の3障害に加え、難病も対象となったことから、各対象者に対応できる事業所や新規サービスを提供する事業者の確保に努め、サービスの充実を図ります。

(2) 日中活動系サービスの充実

障害者総合支援法の施行に伴い、地域生活に比重が置かれ、日中活動の場の確保が必要となっています。

障害者の状況や年齢などに応じて地域での生活を支援していけるよう生活介護をはじめ、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、短期入所サービス、地域活動支援センター事業などの日中活動の場を確保し、それぞれの状況に応じて自らが選択できるようサービスの充実を図ります。

(3) 居住系サービスの充実

障害者総合支援法の施行に伴い、地域生活に比重が置かれ、グループホームの確保が必要となっています。特に町内においては居住系の施設が皆無のためグループホームの確保は急務となっています。障害者の保護者の高齢化も進んでいることから、早急に町内のグループホームの整備、確保ができるよう努めます。

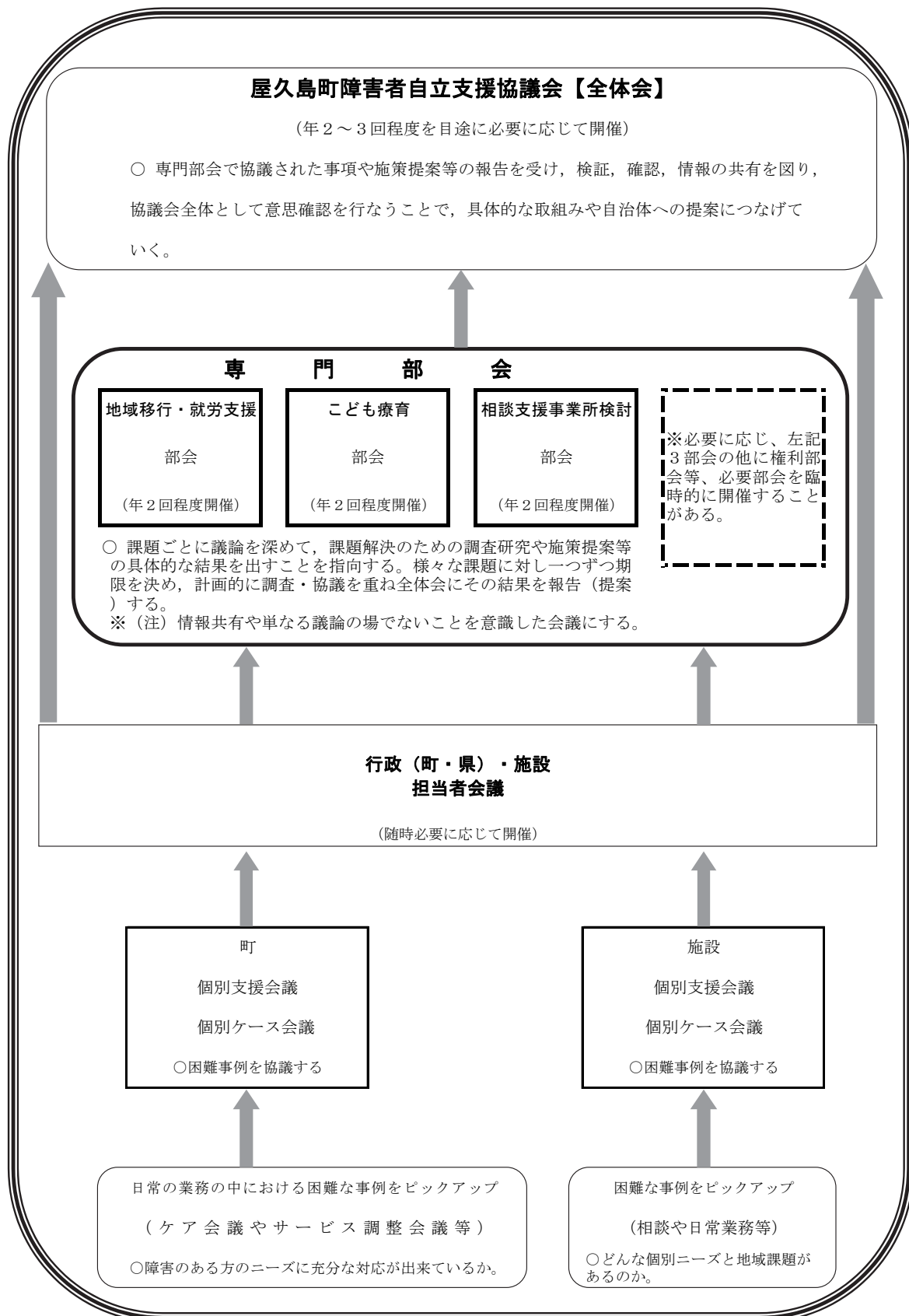
3 障害児支援の充実

関係機関が連携して障害の早期発見、早期療育の推進を図り、障害児一人ひとりのニーズや特性に応じ、きめ細やかな療育が行えるよう児童発達支援・放課後等デイサービスの支援体制の強化に努めます。

4 地域生活支援事業の充実

現在、実施できていない事業も多いことから、必須事業を中心に早期実現に努めるとともに、障害者のニーズを把握しサービス提供事業者の確保に努め、サービスの充実を図ります。

屋久島町障害者自立支援協議会組織図



第4章 計画の推進体制

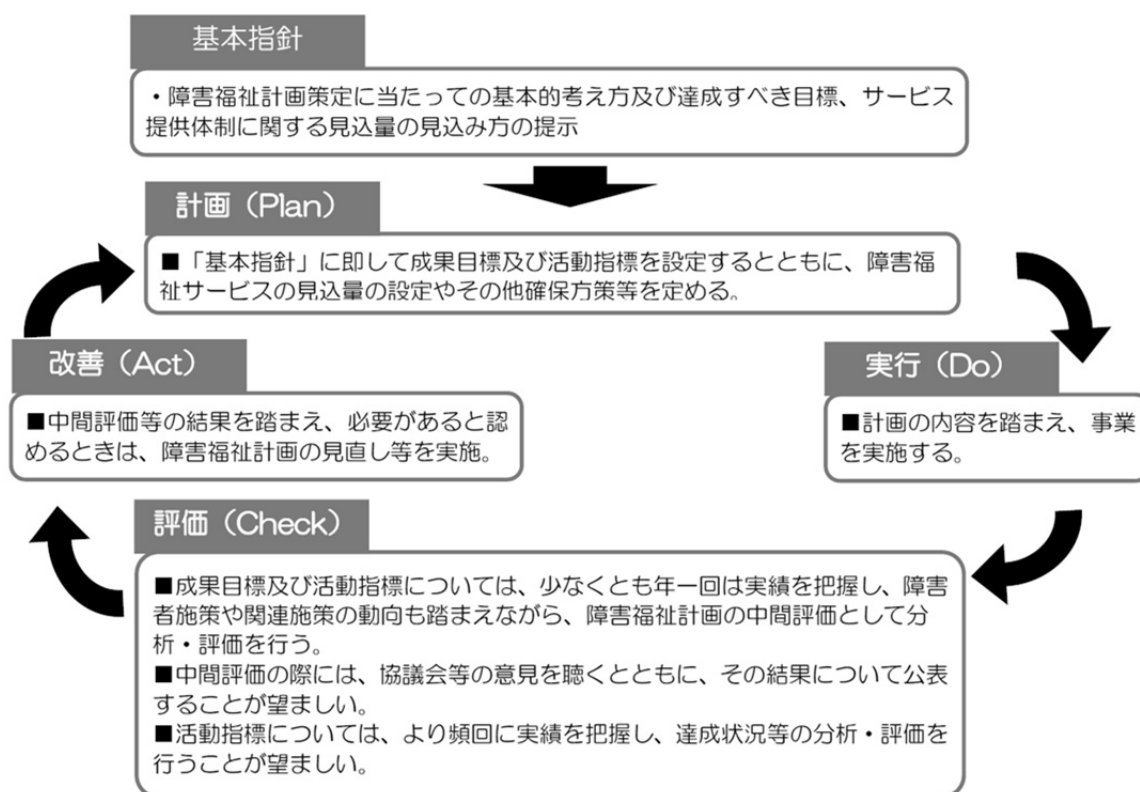
1 計画の進捗管理

障害者総合支援法においては、計画に定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画を変更することその他の必要な措置を講じること（PDCAサイクル）とされています。

PDCAサイクルとは

「PDCAサイクル」とは、さまざまな分野・領域における品質改善や業務改善などに広く活用されているマネジメント手法で、「計画（Plan）」「実行（Do）」「評価（Check）」「改善（Act）」のプロセスを順に実施していくものです。

図表：障害福祉計画におけるPDCAサイクルのプロセスのイメージ



(1) 計画におけるPDCAサイクル

基本指針に即して定めた数値目標を「成果目標」とし、各サービスの見込量を「活動指標」としています。

PDCAサイクルに沿い、事業を実施し、各事業の進捗状況及び数値目標の達成状況などについて、年1回程度の点検・評価を実施していくとともに、必要に応じてその結果を公表します。

(2) 点検・評価結果の反映

屋久島町障害者自立支援協議会において、計画の進捗状況や計画を推進していくための方策について意見・提案等を受け、計画の見直し等、施策に反映します。

2 国・県への要望

国や県の動向に留意しながら本町の施策を進めていきます。また、事業の安定的な運営のため、国や県に対する制度改善や財政措置の充実を求める事項について検討し、必要に応じて関係機関に要望していきます。

資料編

1 障害者の現状

(1) 障害児・障害者の手帳所持者数の推移

図表：手帳所持者の推移

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年
総人口 (人)	13,483	13,218	13,315
手帳所持者総数 (人)	1,010	1,011	986
身体障害者手帳 (人)	870	859	845
総人口に対する割合 (%)	6.5	6.5	6.3
療育手帳 (人)	87	86	82
総人口に対する割合 (%)	0.6	0.7	0.6
精神障害者保健福祉手帳 (人)	53	66	59
総人口に対する割合 (%)	0.4	0.5	0.4

※平成 26 年：平成 26 年 12 月 31 日基準

(2) 身体障害者手帳所持者

図表：種別身体障害者手帳所持者数

		平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年	
		(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
視覚障害	児	1	1.6%	1	1.6%	0	0.0%
	者	61	98.4%	61	98.4%	57	100.0%
	計	62	7.1%	62	7.2%	57	6.7%
聴覚障害	児	4	4.3%	4	4.3%	4	4.2%
	者	90	95.7%	89	95.7%	91	95.8%
	計	94	10.8%	93	10.8%	95	11.2%
言語障害	児	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	者	5	100.0%	4	100.0%	4	100.0%
	計	5	0.6%	4	0.5%	4	0.5%
肢体不自由	児	6	1.3%	6	1.3%	4	0.9%
	者	464	98.7%	461	98.7%	458	99.1%
	計	470	54.0%	467	54.4%	462	54.7%
内部障害	児	1	0.4%	1	0.4%	1	0.4%
	者	238	99.6%	232	99.6%	226	99.6%
	計	239	27.5%	233	27.1%	227	26.9%
合計	児	12	1.4%	12	1.4%	9	1.1%
	者	858	98.6%	847	98.6%	836	98.9%
	計	870	100.0%	859	100.0%	845	100.0%

※平成 26 年：平成 26 年 12 月 31 日基準

図表：等級別身体障害者手帳所持者数

		平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年	
		(人)	(%)	(人)	(人)	(%)	(人)
1級	児	7	2.6%	6	2.4%	3	1.2%
	者	258	97.4%	243	97.6%	245	98.8%
	計	265	30.5%	249	29.0%	248	29.3%
2級	児	2	1.3%	2	1.2%	2	1.2%
	者	157	98.7%	159	98.8%	159	98.8%
	計	159	18.3%	161	18.7%	161	19.1%
3級	児	2	1.2%	3	1.8%	3	1.9%
	者	170	98.8%	167	98.2%	159	98.1%
	計	172	19.8%	170	19.8%	162	19.2%
4級	児	1	0.6%	1	0.6%	1	0.6%
	者	173	99.4%	178	99.4%	176	99.4%
	計	174	20.0%	179	20.8%	177	20.9%
5級	児	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	者	33	100.0%	34	100.0%	33	100.0%
	計	33	3.8%	34	4.0%	33	3.9%
6級	児	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	者	67	100.0%	66	100.0%	64	100.0%
	計	67	7.7%	66	7.7%	64	7.6%
合計	児	12	1.4%	12	1.4%	9	1.1%
	者	858	98.6%	847	98.6%	836	98.9%
	計	870	100.0%	859	100.0%	845	100.0%

※平成 26 年：平成 26 年 12 月 31 日基準

(3) 療育手帳所持者

図表：療育手帳所持者数

単位：人

			平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年
A	重度	児	0	0	0
		者	1	1	1
		計	1	1	1
A1	重度	児	4	5	3
		者	12	11	12
		計	16	16	15
A2	重度	児	2	2	2
		者	12	13	12
		計	14	15	14
B	中度	児	0	0	0
		者	0	0	0
		計	0	0	0
B1	中度	児	5	3	2
		者	29	27	28
		計	34	30	30
B2	軽度	児	15	16	14
		者	7	8	8
		計	22	24	22
合計		児	26	26	21
		者	61	60	61
		計	87	86	82

※平成 26 年：平成 26 年 12 月 31 日基準

(4) 精神障害者保健福祉手帳所持者

図表：精神障害者保健福祉手帳所持者数

単位：人

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年
1級	児	0	0	0
	者	1	2	2
	計	1	2	2
2級	児	0	0	0
	者	43	53	48
	計	43	53	48
3級	児	0	1	1
	者	9	10	8
	計	9	11	9
合計	児	0	1	1
	者	53	65	58
	計	53	66	59

※平成 26 年：平成 26 年 12 月 31 日基準

(5) 特別支援学級・特別支援学校在学数

図表：特別支援学級・特別支援学校在学状況

単位：人

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年
特別支援学級	小学校	21	18	23
	中学校	12	9	7
	小 計	33	27	30
特別支援学校	小学部	4	3	1
	中学部	5	6	9
	高等部	9	11	14
	小 計	18	20	24
合 計		51	47	54

※平成 26 年：平成 26 年 12 月 31 日基準

(6) 障害福祉サービスの整備状況

図表：施設ごと障害福祉サービスの実施状況

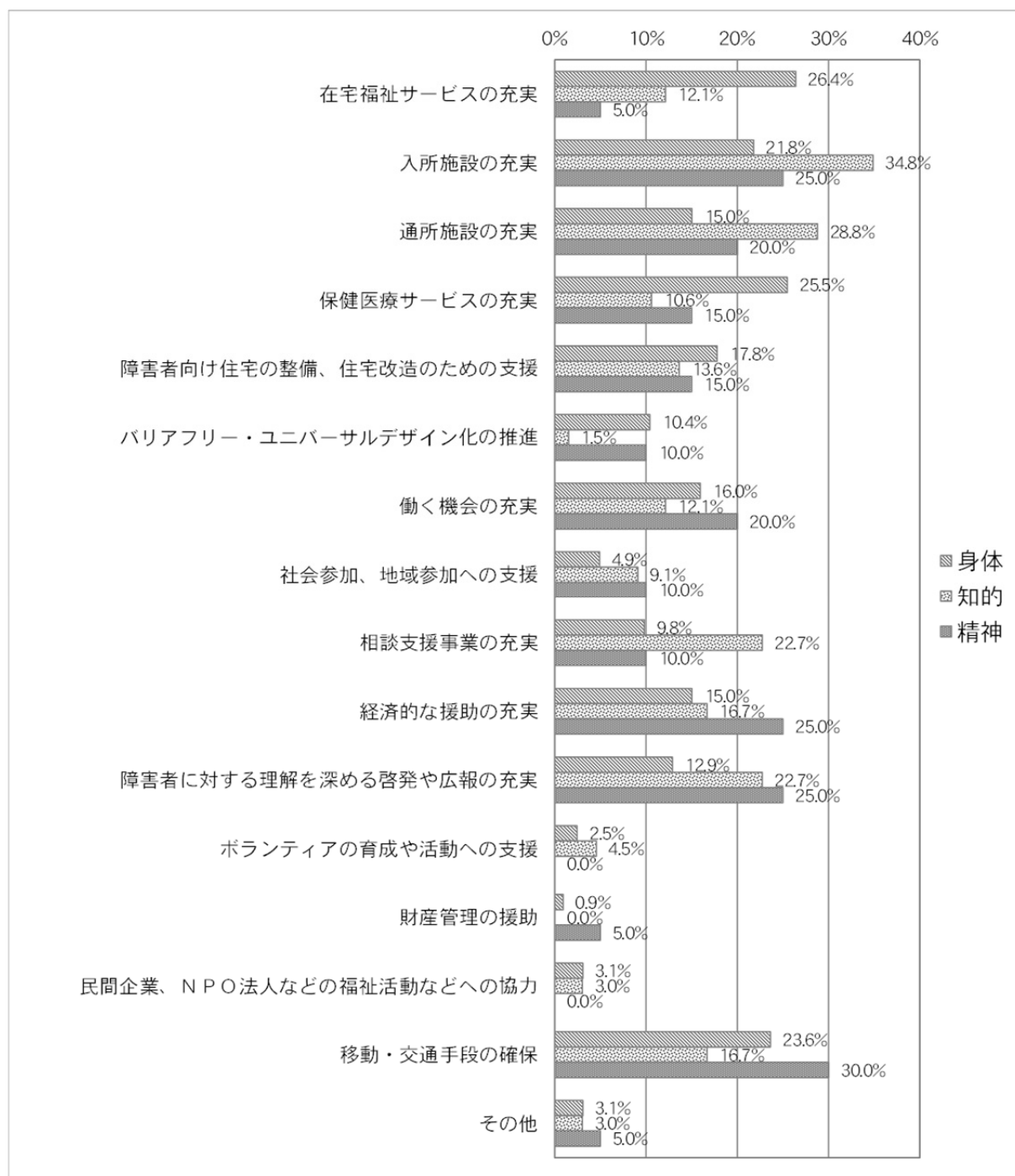
事業区分	介護給付										訓練等給付							地域相談		計画相談	障害児通所		地域生活支援事業						センター					
	サービス	居宅介護	重度訪問介護	行動援護	同行援護	生活介護	療養介護	短期入所	施設入所支援	重度障害者等包括支援	自立訓練・機能訓練	自立訓練・生活訓練	宿泊型自立訓練	就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型	共同生活援助	地域移行支援	地域定着支援	指定特定相談支援事業所	指定障害児相談支援事業所	児童発達支援	放課後等デイサービス	保育所等訪問支援	相談支援	地域活動支援センター	日中一時支援	移動支援	訪問入浴	生活サポート	児童発達支援	放課後等デイサービス	保育所等訪問支援	
	ひまわりのお家																																	
	屋久の郷																																	
	児童デイサービス 縄文																																	
	みんなのお家																																	
	社会福祉協議会 こまどり館																																	
	事業所数	2	2	0	1	3	0	1	0	0	1	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※  は実施している事業

(7) 障害者が暮らしやすいまちづくりにあたり屋久島町に充実してほしいこと

属 性	区 分	サ ン プ ル 数	1 在 宅 福 祉 サ ー ビ ス の 充 実	2 入 所 施 設 の 充 実	3 通 所 施 設 の 充 実	4 保 健 医 療 サ ー ビ ス の 充 実	5 障 害 者 向 け 住 宅 の 整 備 、 住 宅 改 造 の た め の 支 援	6 バ リ ア フ リ ー ・ ユ ニ バ ー サ ル デ ザ イ ン 化 の 推 進	7 働 く 機 会 の 充 実	8 社 会 参 加 、 地 域 参 加 へ の 支 援	9 相 談 支 援 事 業 の 充 実	10 経 済 的 な 援 助 の 充 実	11 障 害 者 に 対 す る 理 解 を 深 め る 啓 発 や 広 報 の 充 実
全 体	-	-	24.7%	23.6%	18.1%	23.1%	16.8%	10.0%	16.0%	6.6%	11.5%	15.2%	13.9%
		381	94	90	69	88	64	38	61	25	44	58	53
障 害 種 別	身 体	-	26.4%	21.8%	15.0%	25.5%	17.8%	10.4%	16.0%	4.9%	9.8%	15.0%	12.9%
		326	86	71	49	83	58	34	52	16	32	49	42
	知 的	-	12.1%	34.8%	28.8%	10.6%	13.6%	1.5%	12.1%	9.1%	22.7%	16.7%	22.7%
		66	8	23	19	7	9	1	8	6	15	11	15
	精 神	-	5.0%	25.0%	20.0%	15.0%	15.0%	10.0%	20.0%	10.0%	10.0%	25.0%	25.0%
		20	1	5	4	3	3	2	4	2	2	5	5

属 性	区 分	サ ン プ ル 数	12 ポ ラ ン テ ィ ア の 育 成 や 活 動 へ の 支 援	13 財 産 管 理 の 援 助	14 民 間 企 業 、 N P O 法 人 な ど の 福 祉 活 動 な ど へ の 協 力	15 移 動 ・ 交 通 手 段 の 確 保	16 そ の 他
全 体	-	-	2.9%	1.0%	3.1%	22.8%	2.9%
		381	11	4	12	87	11
障 害 種 別	身 体	-	2.5%	0.9%	3.1%	23.6%	3.1%
		326	8	3	10	77	10
	知 的	-	4.5%	0.0%	3.0%	16.7%	3.0%
		66	3	0	2	11	2
	精 神	-	0.0%	5.0%	0.0%	30.0%	5.0%
		20	0	1	0	6	1



2 設置要綱

○屋久島町障害福祉計画策定委員会設置要綱

平成26年 5 月30日告示第69号

屋久島町障害福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 屋久島町障害福祉計画（以下「計画」という。）を策定するため、屋久島町障害福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 障害福祉計画に関すること。
- (2) その他計画策定に必要な事項

(組織)

第3条 委員会は別表1に掲げる者をもって組織する。

- 2 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は副町長、副委員長は町社会福祉協議会代表をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときにはその職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、計画策定に係る期間とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。

(意見の聴取)

第6条 委員長が、必要と認めるときは、委員以外の者を出席させて意見を聴くことができるものとする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、屋久島町福祉事務所において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年 6 月 1 日から施行する。

別表 1 （第 3 条関係）

委員	
町民生委員児童委員協議会代表	町身体障害者福祉協議会代表
町手をつなぐ育成会代表	町精神障害者家族会代表
町障害者自立支援協議会代表	町障害者自立支援協議会地域移行・就労支援部会代表
町障害者自立支援協議会子ども療育部会代表	町社会福祉協議会代表
保健師代表	町教育委員会主幹兼指導主事
副町長	総務課長
福祉事務所長	

3 委員名簿

任期 平成 26 年 11 月 26 日から平成 27 年 3 月 31 日まで（五十音順）

氏 名	所 属	職 名
岩川 浩一	屋久島町	副町長
岡留 絹代	屋久島町障害者自立支援協議会 地域移行・就労支援部会	会長
鎌田 富士雄	屋久島町民生委員児童委員協議会	会長
川東 敬	屋久島町障害者自立支援協議会 子ども療育部会	会長
楯 篤雄	屋久島町手をつなぐ育成会	会長
寺田 九州男	屋久島町身体障害者福祉協議会	会長
泊 京子	屋久島町健康増進課	保健師
泊 圭一郎	屋久島町社会福祉協議会 屋久島町障害者自立支援協議会	会長 会長
永田 実男	屋久島町福祉事務所	所長
永濱 たか子	屋久島保健所	保健師
森 貞敏	屋久島町精神障害者家族会	会長
森山 文隆	屋久島町総務課	課長
山下 孝一郎	屋久島町教育総務課	指導主事

4 「パブリック・コメント」意見一覧

頁	意見の対象項目	意見及び町の考え方
3	目標①	「精神障害者などに対する訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援をいいます。）の充実を図り、」とありますが、現行制度は障害の種類に関わりなく実施されるものであるから、「精神障害者などに対する」という部分は削除した方がよいと思う。 また、（ ）内に「同行援護」も追加すべきではないだろうか。
	町の考え方	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下、障害者総合支援法）による障害福祉サービス等の対象者は身体障害者福祉法に基づく身体障害者、知的障害者福祉法に基づく知的障害者、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく精神障害者、及び治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度であるもの（１５１疾病の難病患者）です。 などの中に身体障害者、知的障害者、難病患者を含めたところですが、障害福祉計画が障害者総合支援法に基づく計画であり対象者は明確であることから、ご指摘のとおり「精神障害者などに対する」という文言は削除いたします。 訪問系サービスの中に「同行援護」も含まれることから（ ）に「同行援護」を追加し、（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援をいいます。）という表記に修正いたします。

頁	意見の対象項目	意見及び町の考え方
9	④計画値確保のための方策	現在、訪問系サービスを実施している事業者自体が少なく、また従業員の確保が困難であることから既存事業所においても事業の継続が困難になっている状況にある。そのことに対して行政ももっと危機感を持つ必要がある。「安定したサービスの提供ができる体制の整備に努めます。」というだけでは不十分であり、具体的にどのようにサービス提供体制を整備していくのかビジョンを示すべきだと思う。
	町の考え方	現在、町内では訪問系事業所は、ひまわりのお家（居宅介護、重度訪問介護、同行援護）、社会福祉協議会 こまどり館（居宅介護、重度訪問介護）と2事業所しかないのが現状です。また、2事業所においてもヘルパー不足等、十分なサービス提供ができない状況にあります。介護保険法による指定訪問介護又は指定介護予防訪問介護の事業を行う者が、指定居宅介護、指定重度訪問介護、指定同行援護又は指定行動援護の事業を同一の事業所において併せて行う場合は、指定訪問介護等の事業に係る指定を受けていることをもって、指定居宅介護等の事業に係る基準を満たしている者と判断してよい（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について、指定基準省令解釈通知）とあることから、本町としては今後とも引き続き島内の指定居宅介護及び指定介護予防訪問介護事業所に障害福祉の指定居宅介護事業所になっていただくよう要請するとともに、一部の事業所が障害者福祉サービスを担うのではなく、高齢者の介護保険事業所のように町全体で障害福祉サービスを提供できる体制整備に努めてまいります。 ※平成27年4月 社会福祉協議会「縄文の苑」県指定居宅介護事業所開設予定（居宅介護、重度訪問介護）

頁	意見の対象項目	意見及び町の考え方
13	④計画値確保のための方策	指定特定相談支援事業者と基幹相談支援センターの役割を混同しているのではないか。（「計画相談支援」は特定支援相談事業者の業務）基幹相談支援センターとは別に町内に指定特定相談支援事業者及び相談支援専門員の確保が急務である。
	町の考え方	障害者の方々の地域におけるさまざまな課題を協議解決する場として本町は平成25年2月22日に屋久島町障害者自立支援協議会を設置いたしました。その下部組織として、本町には指定特定相談支援事業所（以下、相談支援事業所）がないため、相談支援事業所の設立ができないかを検討する相談支援事業所検討部会を、町内の障害福祉サービス提供事業所の方々をメンバーとして立ち上げました。結論としては、事業の採算性等から町内の障害福祉サービス事業所では相談支援事業所は立ち上げられないとの結論に至り、障害者の一般相談のみならず、サービス等利用計画の作成できる相談支援事業所を本町で設立せざるを得ませんでした。結果、平成27年4月に屋久島町障害者基幹相談支援センターを設立することとしています。基幹相談支援センターは、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関であり、また、地域の相談支援事業所間の調整や支援といった役割を担います。本来であれば、町内の相談新事業所の中の中核といった位置付けであります。町内に相談支援事業がないため、通常の相談支援事業所の役割も担わざるをえません。引き続き、地域移行・就労支援部会や自立支援協議会等の中で町内の障害福祉サービス提供事業所等に相談支援事業所の設立を要請し、本町としては、本来の基幹相談支援センターのあるべき姿、地域の相談支援の中核としての役割をはたすべく、保健師、社会福祉士等の人的配置をし、基幹相談支援センターの機能強化に努めてまいります。

頁	意見の対象項目	意見及び町の考え方
23	移動支援事業	町内において事業者の確保の目途が立っていないのではない か。
	町の考え方	地域移行・就労支援部会において、町内の障害福祉サービス提供事業所に移動支援事業が行えないか検討を要請しています。事業所においては、ヘルパー不足等、現在実施している障害福祉サービス提供も厳しい現状があることは承知していますが、障害者の方々の社会参加と自立を促進するため、引き続き、地域移行・就労支援部会等でどうすれば、実施可能となるのか検討を続け、町内の移動支援事業所の迅速な設立に努めてまいります。

頁	意見の対象項目	意見及び町の考え方
全体		障害福祉サービス、地域生活支援事業ともに、本町においては実際にサービスを利用できる体制が整っていないものが多い。また、利用実績が少ない又は全くないサービスが多いが、本当にニーズがないのか。支援を必要としている人達に情報が十分行き渡っていないように思える。制度をどのように周知徹底していくのか、もっと具体的な検討が必要。新設される基幹相談支援センターにおいては、単に相談を待つのではなく、積極的にアウトリーチを行って欲しい。 本パブリックコメントが行われていること自体が、あまり町民に知られていない。地域全体で問題意識を共有できるよう一層の啓発活動を望みたい。
	町の考え方	屋久島町障害者基幹相談支援センターでは、障害福祉サービス利用のためのサービス等利用計画の作成やモニタリングを実施することから、相談支援専門員が直に障害者の方々と接し、利用したいサービス等を伺うこととなります。そのようなことから障害福祉サービスを島内で利用する方々のニーズはより把握しやすい環境になるのではないかと考えます。障害福祉サービスを利用していない方々のニーズ把握につきましては、相談支援業務や町内の障害福祉サービス事業所等、関係機関とのネットワーク等により把握したいと考えます。また、把握したニーズを実際に提供していくために地域移行・就労支援部会、自立支援協議会等で具体的な検討を図ってまいります。 制度の周知につきましては、町広報誌、町ホームページ等で周知を図る一方、障害福祉サービス提供事業所一覧等のマップ作成や一般向けの障害者福祉制度の講話、町主催の福祉大会実施等、より積極的な啓発活動を、屋久島町障害者基幹支援センターが中心となり検討をいたし、可能なところからできるだけ迅速に実施できるよう努めてまいります。



第4期 屋久島町障害福祉計画

平成27年3月

【編集・発行】 屋久島町 福祉事務所

鹿児島県熊毛郡屋久島町小瀬田469-45 TEL : 0997-43-5900